行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	産業政策課	整理番号	1-1-2
許認可等の種類	法定台帳作成期間の延長承認				
根拠法令条例 等·条項	商工会議所法第10条第2項				
許認可等の概要	特定商工業者法院	定台帳の作成期間	を延長する場合は	、知事が承認する	· o
審査基準(未設定の場合はその理由)	〇昭和62年5月2 の取扱いについて 天災地変その他	[] 』の不可抗力により	でいるため) 2号商工部長通知「 別商工会議所成立の 、必要最小限度の	の日から1年以内に	こ作成することが
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね1カ月				
期間の制定根拠	経由期間(地域振	興局):2週間、処	 分庁∶2週間		